

## 社会福祉法人桜友会 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のような行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成31年4月1日～平成36年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1. 産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

【対策】 平成31年4月～ 制度に関する職員向け資料を利用し職員に配付する。

目標2. 法人内に開設する保育所に関する情報提供を行う。

【対策】 平成31年4月～ 育児休業から復帰する職員や新規採用職員のうち保育所等に通う家族を有する職員等に対し、法人内保育園を案内する。

目標3. 地域の子どものインターンシップの受け入れを行う。

【対策】 平成31年4月～ 夏休み期間中に近隣の小中学生を対象に、施設の就業体験を企画し案内する。